

令和3年度から5年度の介護保険料について

日高町では高齢化率の上昇に伴うサービス需要の増加、実績に基づき算定した介護サービス量や給付費などの上昇を見込み、令和3年度から5年度までの保険料基準月額を平成30年度から令和2年度までの5,507円から5,815円に改定しました。

毎年度の介護保険料はこの基準月額を基に、所得等に応じた段階ごとの設定となります。

＜新しい保険料の反映時期＞

前年度から引き続き特別徴収（年金からの天引）となる場合の保険料は、4月・6月・8月の徴収分が前年度と同額になります。

前年中の所得が確定し、年額保険料が決定した後は、残りの保険料を10月・12月・2月で徴収します。

このため、今回の保険料の改定分は10月以降に支給される年金の徴収分から反映されます。

なお、特別徴収以外となる場合は、新しい介護保険料による納入通知書を7月に送付します。

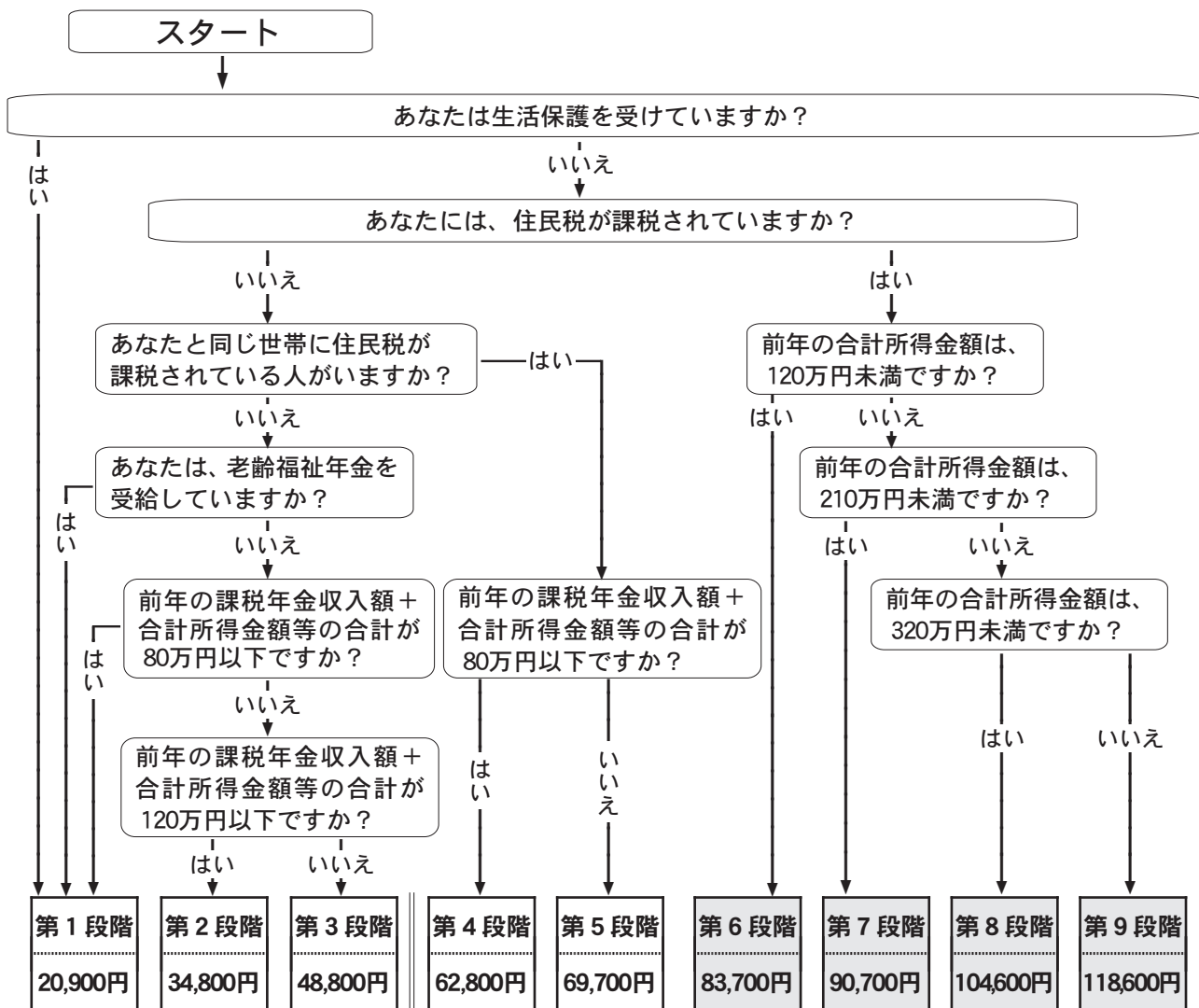
＜保険料の納め方＞

介護保険料納入通知書及び納付書（口座振替以外の方）、介護保険料決定通知書は、毎年7月上旬に個別通知していますが、年度途中で65歳になった方や他の市町村から転入された方、年度途中で保険料額が変更になった方には、その都度通知いたします。

※ 年度の途中で65歳になった方や他の市町村から転入された方は、特別徴収（年金からの天引）が開始するまでの間は、普通徴収（納付書払い、又は口座振替）となります。

＜あなたの介護保険料の段階区分は？＞

保険料は、前年の課税年金収入額、合計所得金額等に応じて下記の段階に決められます。



(次ページに続く)

＜日高町の介護保険料＞

段階区分	対象者	保険料額 (年間)
非課税世帯	《第1段階》	20,900円
	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が80万円以下	
	《第2段階》	34,800円
《第3段階》	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が120万円超	48,800円
課税世帯	《第4段階》	62,800円
	《第5段階》	69,700円
課税世帯 (本人課税)	《第6段階》	83,700円
	《第7段階》	90,700円
	《第8段階》	104,600円
	《第9段階》	118,600円

【お問い合わせ先】

日高町役場 高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ 電話 01456-2-6561
 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

日高町高齢者生活支援費支給事業

日高町では、町内在住の高齢者の方へ支援費を支給しています。

◎ 支給対象となる方は、次の項目全てに該当する方です。

- ① 世帯員全員が住民税非課税の方
- ② 65歳以上の独居世帯の方、又は世帯員全員が65歳以上の方
- ③ 世帯の生活実態が生活保護基準額以下となる方

※生活保護を受給されている方、施設入所されている方は対象外となります

生活保護基準額	1人世帯	2人世帯
65～75歳未満の世帯	799,680円以下	1,287,000円以下
全員75歳以上の世帯	754,200円以下	1,287,000円以下

◎ 支給額は、月額2,000円を年4回（6月・9月・12月・3月）に分けて支給します。

◎ 申請手続きは、役場高齢者福祉課、日高総合支所地域住民課、厚賀出張所又は水・くらしサービスセンターで行ってください。

◎ 申請の際には印鑑と収入金額の確認できるものを持参してください。（既に高齢者生活支援費支給事業の認定を受けている方は、再度の申請は不要です。）

【お問い合わせ先】

日高町役場 高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ 電話 01456-2-6561
 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173